

災害時における農業集落排水施設を管理する市町村の

相互支援及び復旧支援に関する協定

高知市（以下「甲 1」という。）、安芸市（以下「甲 2」という。）、南国市（以下「甲 3」という。）、土佐市（以下「甲 4」という。）、宿毛市（以下「甲 5」という。）、四万十市（以下「甲 6」という。）、香南市（以下「甲 7」という。）、香美市（以下「甲 8」という。）、土佐町（以下「甲 9」という。）、いの町（以下「甲 10」という。）、仁淀川町（以下「甲 11」という。）、中土佐町（以下「甲 12」という。）、佐川町（以下「甲 13」という。）、梶原町（以下「甲 14」という。）、四万十町（以下「甲 15」という。）、三原村（以下「甲 16」という。）及び黒潮町（以下「甲 17」という。）（以下、甲 1 から甲 17 までを総称して、「甲」という。）と高知県土地改良事業団体連合会（以下、「乙」という。）及び高知県（以下、「丙」という。）とは、甲の管理する農業集落排水施設に災害が発生した場合の甲の相互支援、乙の甲に対する復旧支援、丙は甲の支援実施の調整に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高知県内の農業集落排水施設を管理する市町村で災害が発生した場合において、当該市町村のみでは対応ができないときに、相互支援及び復旧支援が円滑に遂行されるよう基本的な事項を定め、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- （1） 地震・津波による災害
- （2） 大雨・豪雨による災害
- （3） 洪水による災害
- （4） その他協議により定めるもの

（対象施設）

第 3 条 対象とする施設は、甲の所管する污水处理施設及び管路施設（管渠、人孔、中継ポンプ施設等の附属施設）とし、別表（施設一覧表）に掲げるとおりとする。

2 甲は対象とする施設が増減した場合には、乙に文書で報告することとし、乙は、甲及び丙に別表（施設一覧表）を文書で通知するものとする。

（相互支援及び復旧支援の内容）

第 4 条 甲が行う相互支援、乙の甲に対する復旧支援とは、次のとおりとする。

- （1） 被災状況の調査
- （2） 応急対策及び復旧に係る検討
- （3） 災害査定用設計書の作成
- （4） その他協議により定めるもの

(支援の要請)

第5条 被災市町村から前条に規定する相互支援及び復旧支援を要請する場合は、丙に支援の要請を行うものとする。

(支援の実施)

第6条 支援の実施は、丙が支援可能な甲及び乙と調整のうえ、甲及び乙に通知するものとする。

(広域被災)

第7条 県内全域で災害が発生した場合は、乙から全国土地改良事業団体連合会を通じ、各県土地改良事業団体連合会に支援要請を行うこととする。

(費用の請求等)

第8条 甲が行う相互支援及び乙の甲に対する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲17が個別に乙と協議するものとする。

(事務局)

第9条 丙の相互支援及び復旧支援に係る事務局は、高知県土木部公園下水道課とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定の締結の日から平成27年3月31日とする。甲又は丙から乙、乙から甲及び丙に書面による終了の意思表示が毎年3月20日までにない限り、その効力を翌年度も継続するものとする。

なお、乙は、毎年3月31日までに、協定の継続の有無を甲及び丙に文書で通知するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年5月26日

甲 1 高知市本町5-1-45

高知市長

甲 2 安芸市矢ノ丸 1 - 4 - 40

安芸市長

甲 3 南国市大桶甲 2301

南国市長

甲 4 土佐市高岡町甲 2017-1

土佐市長

甲 5 宿毛市桜町 2 - 1

宿毛市長

甲 6 四万十市中村大橋通 4 - 10

四万十市長

甲 7 香南市野市町西野 2706

香南市長

甲 8 香美市土佐山田町宝町 1 - 2

香美市長

甲 9 土佐郡土佐町土居 194

土佐町長

甲 10 吾川郡いの町 1700 - 1

いの町長

甲 1 1 吾川郡仁淀川町大崎 124

仁淀川町長

甲 1 2 高岡郡中土佐町久礼 6602-2

中土佐町長

甲 1 3 高岡郡佐川町甲 1650-2

佐川町長

甲 1 4 高岡郡梶原町梶原 1444-1

梶原町長

甲 1 5 高岡郡四万十町琴平町 16-1

四万十町長

甲 1 6 幡多郡三原村来栖野 346

三原村長

甲 1 7 幡多郡黒潮町入野 2019-1

黒潮町長

乙 高知市上町 2 丁目 5-18

高知県土地改良事業団体連合
会 長

丙 高知市丸の内 1 丁目 2-20

高知県知事

高 知 県 内 農 業 集 落 排 水 施 設 一 覧 表

平成26年3月31日現在

平成26年3月31日現在

施設名称	所在地	汚水処理場 (方式)	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	管路延長 (km)	中継ポンプ (ヶ所)	供用開始 (日年月)	備考
クリーンセンター西畑	高知市春野町西畑1463番地1	JARUS-Ⅲ	600	160	5.1	8	H9年4月	
クリーンセンター諸木	高知市春野町東諸木474番地1	JARUS-Ⅺ	1,600	380	11.1	21	H11年4月	
クリーンセンター内ノ谷	高知市春野町内ノ谷110番地2	JARUS-Ⅺ ₉₆	850	176	7.3	10	H13年7月	
クリーンセンター中央	高知市春野町西諸木1238番地	JARUS-Ⅺ ₉₆	2,460	708	26	38	H13年8月	
クリーンセンター芳原	高知市春野町芳原4721番地	JARUS-ⅪV ₉₆	1,200	301	11.7	6	H18年4月	
赤野浄化センター	安芸市赤野字下川原乙13-2	JARUS-ⅪV ₉₆	1,360	390	11.1	17	H12年7月	
奈比賀浄化センター	安芸市奈比賀字土居ノ前1854	JARUS-S ₉₆	150	54	1.9	3	H16年4月	
浜改田地区汚水処理施設	南国市浜改田字大鶴居1569-2	JARUS-OD	1,800	583	16.0	6	H11年4月	
久礼田地区汚水処理施設	南国市久礼田字大西771-1番地	JARUS-Ⅺ ₉₆	1,400	462	12.4	4	H14年4月	
国府地区汚水処理施設	南国市国分字二階206	JARUS-ⅪV ₉₆	1,310	381	10.6	6	H16年4月	
末光清流館	土佐市北地字坂口1860-ロ	JARUS-Ⅰ ₉₆	250	61	1.6	2	H14年5月	
二ノ宮クリーンセンター	宿毛市大字二ノ宮字宮ノハナ291-3	JARUS-Ⅲ	680	180	7.0	9	H10年4月	
クリーンセンター古津賀	四万十市古津賀字岡ノ下304-5	長時間ばっ気	780	162	5.2	6	H12年4月	
森沢クリーンセンター美沢	四万十市森沢字谷ヤシキ2975	接触ばっ気	310	94	6.5	15	H15年4月	
夜須北部クリーンセンター	香南市夜須町大字十ノ木字倉ラ35-1	JARUS-Ⅺ	1,000	320	14	16	H7年4月	
母代寺地区農業集落排水処理施設	香南市野市町大字母代寺字国弘430-1	JARUS-Ⅺ	1,030	210	6.5	6	H9年4月	
古地区農業集落排水処理施設	香南市野市町大字東佐古字長田957	JARUS-Ⅺ ₉₆	1,380	434	15.3	13	H12年2月	
王子クリーンセンターコスモス	香南市香我美町徳王子785	JARUS-ⅪV ₉₆	1,270	311	17.2	13	H14年4月	
岡地区農業集落排水処理施設	香南市野市町2718-2	JARUS-Ⅺ ₉₆	900	264	11.2	3	H14年6月	(真空弁N=47ヶ所)
家地区農業集落排水処理施設	香南市野市町兎田柳ヶ本59	JARUS-ⅪV ₉₆	1,190	416	11.8	2	H16年3月	
逆川クリーンセンター	香美市土佐山田町逆川字大改地1164-1	JARUS-F _M	460	79	6.2	5	H24年4月	
相川クリーンセンター	土佐郡土佐町高須字下毛向ヒ1800番1	JARUS-Ⅰ ₉₆	380	98	10.4	7	H10年10月	
地藏寺クリーンセンター	土佐郡土佐町地藏寺字シデノ内2477番	JARUS-Ⅰ ₉₆	310	107	6.2	12	H11年12月	
西石原クリーンセンター	土佐郡土佐町西石原字ハゴイワ177番地	JARUS-S ₉₆	200	68	1.6	4	H12年5月	
八代地区汚水処理施設	吾川郡いの町枝川字椎原3201-5	JARUS-Ⅺ ₉₆	520	110	5.3	11	H10年4月	
加田地区汚水処理施設	吾川郡いの町加田字出来地1367	JARUS-Ⅺ ₉₆	510	131	2.3	3	H16年4月	
田村クリーンセンター	吾川郡仁淀川町田村236-5	JARUS-Ⅰ ₉₆	220	81	2.1	2	H12年4月	
森クリーンセンター	吾川郡仁淀川町森2717-1	JARUS-ⅪV ₉₆	1,210	354	7.3	7	H15年4月	
久喜クリーンセンター	吾川郡吾川村久喜字西田3023	JARUS-S ₉₆	71	33	0.9	0	H16年4月	
奈路地区農業集落排水施設	高岡郡中土佐町大野見奈路686番地	JARUS-ⅪV ₉₆	880	213	6.3	5	H13年4月	
クリーンセンターふたな	高岡郡中土佐町久礼5324-1	JARUS-ⅪV ₉₆	530	133	3.1	3	H16年6月	
クリーンセンターいちよう	高岡郡中土佐町上ノ加江字宮ノ久保6958	JARUS-S ₉₆	240	61	3.0	2	H19年6月	
西組クリーンセンター	高岡郡佐川町西組字ニノヘ1760	JARUS-ⅪV ₉₆	530	157	6.2	4	H14年5月	
越知面浄化センター	高岡郡梶原町田野々927	JARUS-Ⅰ ₉₆	320	117	3.5	5	H13年8月	
四万川浄化センター	高岡郡梶原町六丁679	JARUS-F _M	350	97	4.9	12	H19年4月	
江師クリーンセンター	高岡郡四万十町大正大字江師字中畝885番地	JARUS-Ⅰ	320	66	3.3	2	H8年4月	
五社地区クリーンセンター	高岡郡四万十町大字仕手原字橋詰496-1	JARUS-Ⅰ ₉₆	280	81	3.8	6	H13年4月	
三原村中央地区クリーンセンター	幡多郡三原村字野竹シラ48番地	JARUS-Ⅺ ₉₆	1,330	365	15.4	24	H11年11月	
蛭川クリーンセンター	幡多郡黒潮町大方蛭川字柏原J4104番1	JARUS-Ⅰ ₉₆	320	111	4.2	4	H13年4月	
出口クリーンセンター	幡多郡黒潮町大方大字出口字風呂ヶ谷2038-3	JARUS-ⅪV ₉₆	550	167	4.3	3	H15年4月	
17市町村40施設								